

昇降機等検査員講習における質問及び回答

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
講習事業部

令和3年度標記講習において、寄せられた質問を編別に整理し、講師により回答しています。

なお、次の方針により回答しています。

1. 同じ趣旨の質問は整理し、回答しています。
2. 講義の説明若しくはテキストの誤りについて、回答しています。
3. 昇降機等検査員として必要な知識及び技能を修得するうえで、参考となる質問について回答しています。

No.	質 問			回 答	
	編	編別の頁	該当箇所	内 容	
1	1編	15ページ	15ページ 右側の30 行目付近	昇降機、遊戯施設等の定期検査報告で、所有者と管理者が異なる場合は、どちらの名前を報告者氏名に記入したらよいですか。	所有者と管理者が異なる場合は管理者が報告者になります。
2	4編	10ページ	10ページ 左側の43 行目付近	テキスト2. 材料力学の2.3フックの法則と弾性係数に掲載されている図4-8せん断について、講義では4.1(式)として説明がありましたが、4.10(式)と思われます。どちらが正しいですか。	4.10(式)です。
3	6編	62ページ	62ページ 左側の32 行目付近	テキスト11. いす式階段昇降機の11.2いす部について、講義では積載量は90kg以下との説明がありましたが、テキストには90kg以上と記載されています。どちらが正しいですか。	テキストが正しいです。
4	7編	3ページ	3ページ左 側の15行 目付近	判定基準にイ・ロの区別がないものは「要是正」ということでしょうか。	その通りです。
		9ページ	9ページ左 側の9行目 付近		
5	9編	10ページ	10ページ 左側の15 行目付近	第9編-10ページの第1項第一号について、講義では項目イとロの説明はあったのですが、テキストには項目イの記載が見当たりません。	昇降機の避難安全検証法の読み替えであり、昇降機はイとロがありますが、準用するにあたり、遊戯施設はロのみとなっています。
6		20ページ 他	20ページ 右側の25 行目他	平成29年国土交通省告示第247号（17ページ左側32行目）の解説（20ページ右側25行目他）に、客席部分の身体保持装置について、「指定の加速度領域に対する身体保持装置に加えて、「個別に身体保持装置」を設けること」という記載がありますが、「個別に」とは「1座席あたりに1つの身体保持装置」という意味でしょうか。	個別の身体保持装置とは、「1座席に1つの身体保持装置」のことです。